

高浜町元助役関係調査委員会報告書(R元.11.21発表) 調査票の回答内容に関する公開の考え方

○公文書不開示処分取消等請求控訴事件(名古屋高等裁判所金沢支部令和4年(行コ)第14号同5年11月15日判決)の確定に伴い、判決の趣旨等について大学教授など計4名の有識者から意見聴取を行い、結果を基に調査票の回答内容(控訴審判決7頁26行目から8頁4行目まで)に関する公開の考え方を整理したのでお知らせします。

<有識者意見(要約)>

- ・判決の趣旨に従えば、調査票の回答内容の公開に当たっては基本的に職務遂行情報であり、原則公開と考えるべきであり、職務遂行情報に当たらないと明確に説明できる部分のみ非公開となる。
- ・金品授受に関する情報は、職務遂行情報として基本公開となる。既に調査報告書で公表されているような内容は非公開とすべきではない。
- ・回答内容に含まれる「所感」は、プライバシー侵害に該当する内容であれば個人情報として非公開にすべき。ただし、屈辱的な表現や反省文的なものなど、人格権に密接に関係する内容でなければ、基本は職務遂行情報として公開するのが適当である。
- ・職員等以外の第三者の個人情報や、職員等であっても職務遂行情報に該当しない個人情報(私的な交流関係や健康状態等)は、非公開情報に該当する。
- ・個人情報以外でも、本件調査とは別の事務を執行する上で支障が生じる情報や、法令秘情報が含まれる場合は非公開とし得る。

<公開の考え方>

○回答内容は原則すべて公開します。ただし、以下3項目の情報に該当する部分については非公開とします。

(1) 森山氏と、その親族の個人情報【条例7条1号】

- ・森山氏の居所、森山氏親族の氏名・続柄・職名・学歴 等

(2) 調査対象者の職務遂行に該当しない個人情報【条例7条1号】

- ・調査対象者の健康状態、親族の続柄、親族間の私的な交流関係、調査の設問自体に対する個人的な意見 等

(3) 部落差別の解消に向けた事務の適正な遂行に支障が生じる情報【条例7条7号、8号】

- ・被差別部落の名称、同和関係者への誤解を招き部落差別解消の推進に支障が生じる表現 等

有識者一覽

(50音順・敬称略)

氏 名	現 職
石津 廣司	弁護士
磯部 哲	慶應義塾大学 法科大学院教授
高橋 信行	國學院大学 法学部教授
友岡 史仁	日本大学 法学部教授